

日向市駅前交流広場使用ガイドライン

令和6年 4月 1日

日向市中心市街地活性化推進室

街なか活性化係

1. 本ガイドラインについて

日向市駅前交流広場（以下、「駅前交流広場」という。）は、市民に憩いと集いの場を提供することにより、市民相互の交流及び中心市街地の活性化を図ることを目的としている。この目的を理解してもらい、賑わいの創出に資するイベントが行われることを目的として定める。

2. 日向市駅前交流広場について

(1) 貸出区域・使用料

貸出区域	使用料	
芝生広場	全面	10,540 円／時間＋基本額 1,040 円
	3/4 面	7,905 円／時間＋基本額 1,040 円
	2/4 面	5,270 円／時間＋基本額 1,040 円
	1/4 面	2,635 円／時間＋基本額 1,040 円
野外ステージ	全面	1,040 円／時間

※芝生広場使用料の基本額は、使用時間に関わらず一律 1,040 円／回。

(2) 貸出区域・使用料

貸出区域	使用料
ステーションギャラリー	無 料
中央コンコース	無 料
高架下多目的スペース	無 料

※区域については、「**【別紙 1】**使用申請区分エリアマップ」を参照のこと。

(3) 付帯設備・備品等

付帯設備・備品	使用料
電力使用	200 円／時間
野外ステージ照明設備	250 円／時間
水道（散水栓）	200 円／日
野外ステージ白幕	3,500 円／回
移動型音響機材一式	1,040 円／日
高架下多目的スペースダウンライト	無料（※但し、点灯希望の場合は事前申出制）

(4) 貸出時間

午前 9 時～午後 1 0 時（音の出る行為は午前 1 0 時～午後 9 時までとする。）

※但し、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(5) 貸出期間

1日または時間単位の貸出とする。また連続で利用する場合は原則最長7日までとする。
※但し、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

3. 使用申請について

(1) 使用予約受付期間

①各貸出区域の使用予約受付開始は使用日6ヶ月前の1日からとする。また、高架下多目的スペース・中央コンコースのみ使用の場合、芝生広場使用を優先するため、3ヶ月前の1日からとする。なお、予約受付は使用日の2週間前までで締め切ることとする。

貸出区域	申請受付開始	例) 8月10日使用の場合
芝生広場	使用日の6ヶ月前の1日から 使用日の2週間前まで	6ヶ月前である2月の1日 から予約可能。
野外ステージ		
ステーションギャラリー		
高架下多目的スペース	使用日の3ヶ月前の1日から 使用日の2週間前まで	3ヶ月前である5月の1日 から予約可能
中央コンコース		

②同一主催者であって、同じイベントの定期的な開催を希望する場合は、貸出区域を問わず、3ヶ月毎の予約・申請が可能。予約受付開始については、使用日の3ヶ月前の1日からとする。

(2) 貸出制限について

- ①高架下多目的スペース、中央コンコースの単独利用の場合、同一団体での使用は月1回までとする。
- ②上記区域以外であっても、日向市（以下、「管理者」という。）が、適切ではないと判断した場合は、貸出制限を行う場合がある。
- ③キッチンカー等はイベントに付随する場合のみ、出店を許可しており、キッチンカー等単独での出店は貸出不可とする。ただし、市が行う場合はこの限りではない。

(3) 予約から申請まで

①予約

電話またはWEBより空き状況を確認のうえ、電話にて予約。

【電話】0982-66-1033／市街地整備課街なか活性化係（平日 8:30-17:15）

【WEB】<https://www.hyugacity.jp/>（日向市公式ホームページ）※空き状況の確認のみ可能（予約不可）

②申請

電話にて予約後、**2週間以内**に申請書類を管理者へ提出。予約後、2週間以内に申請書類の提出がない場合は、予約を無効とする。

【申請書類一覧】※様式は日向市ホームページよりダウンロード可能

- I) (様式第1号) 日向市駅前交流広場等使用申請（許可）書
- II) 日向市駅前交流広場・駅前広場等 会場レイアウト図面（提出用）
- III) (様式第2号) 日向市駅前交流広場使用料免除申請書（使用料免除希望の場合のみ）

※使用料免除申請については、後述「(5) 使用料免除」を参照のこと。

③許可・不許可判断

申請書類を元に管理者にて審査を行い、提出後1週間以内に許可又は不許可を判断し、許可書または不許可書を発行する。

(4) 使用料の納付について

①納付方法

使用許可書とともに交付した納付書より納付すること。

②納付期限

使用者は、使用5日前までに使用料の納付を行うこと。期限内に納付が確認されない場合は、申請を無効とする。5日前までに納付できない事情がある場合は、管理者へ事前に申し入れをすること。

③使用料の返還

一度納入した使用料は、原則として返還しない。但し、以下に該当する場合は全部または一部を返還する。なお、返還を受ける場合には、『日向市駅前交流広場使用料返還申請書』を、使用する予定であった日から2週間以内に提出しなければならない。

返還をする場合	返還額
災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できない場合	使用料の 全額
使用する日の30日前までに使用の取り消し申請をした場合	使用料の 全額
使用する日の10日前までに使用の取り消し申請をした場合	使用料の 半額

(5) 使用料免除

使用内容等に応じた使用料免除の制度を設けており、基準については、以下のとおり。内容に基づき審査を行い、免除許可又は免除不許可の判断を行う。ただし、『2. 日向市駅前交流広場について (3) 付帯設備・備品等』に記載されているものについては、免除の有無に関わらず、実費請求を行うものとする。

なお、使用料免除を許可した場合であっても、免除対象外の項目に該当すると判明した場合、管理者は使用者への通知のうえ、使用料の請求を可能とする。

①全額免除

- ・市（行政委員会、市が設置する付属機関等を含む）が、主催又は共催する事業で使用する場合
- ・市以外の官公庁又はこれに準ずる団体が、主催又は共催する事業で使用する場合
- ・市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が保育又は教育の目的で使用する場合
- ・個人又は各種団体が、物品販売等の商業利用を伴わず、駅前交流広場等を公的目的で使用する場合
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

②半額免除

- ・市内事業者が生産する農作物の販売等、市の産業振興に寄与すると認められる場合
- ・市の補助金、もしくは名義後援を受けている場合
- ・開催目的が公共性を有し、中心市街地の活性化を図ると判断される場合

③免除対象外

- ・営利を目的とする場合（例：来場者から入場料を徴収、出店者から出店料を徴収する場合、企業の展示即売会等）
- ・中心市街地の活性化を図るという目的から著しく逸脱している場合

(6) 使用報告

広場等使用後は、2週間以内に『日向市駅前交流広場等使用報告書』を管理者へ提出すること。提出がない場合は、次回以降の使用を制限する場合がある。

4. 使用にあたっての注意事項について

(1) 周辺環境への配慮

- ①イベントを実施する場合、事前に周辺施設（日向市駅・日向商工会議所をはじめとする周辺事業所等）へ実施の旨の告知を行うこと。
- ②音楽イベント等の大きな音が発生する場合は上記に加え、広場の周辺住民へ必ず実施の旨ならびに音を出す旨の告知を行い、十分な調整を行うこと。
- ③近隣より苦情が出た場合、イベント実施中であっても内容変更や中止等の対応を求めることがある。その場合、使用者は管理者の指示に応じること。
- ④ステージ南側に位置する日向商工会館については、広場等の付帯施設ではないため、商工会館施設ならびに駐車場を使用する場合は、日向商工会議所に申請をし、許可を得ること。

(2) 電力・水道の使用について

- ①電力については、使用箇所数に関わらず、イベント実施時間に応じて定額にて請求を行う。
- ②水道については、使用箇所数に関わらず、イベント日数に応じて定額にて請求を行う。
- ③電力ならびに水道の利用方法や位置については、必要に応じて管理者より事前に説明を行うものとする。説明が必要な場合は、事前に管理者に申し出ること。

(3) 清掃とごみ処理

- ①飲食ブース等を設置する場合は、エコステーションやごみ箱の設置し、管理すること。飲食販売等行わない場合であっても、ごみが出ると予想される場合はごみ箱を設置すること。
- ②使用中ならびに終了後は駅前広場周辺や公衆トイレを含め、ごみ拾い等の掃除を徹底すること。
- ③清掃に伴い、公衆トイレのトイレトペーパーの補充をすること。
- ④回収したごみについては業者に回収してもらうまたは持ち帰る等、使用者が責任をもって処理すること。

(4) 火器の取扱

- ①芝生広場での火器使用は禁止とする。
- ②キャノピー下等、天井部分が木材を使用しているエリアの火器使用は禁止とする。
- ③火器使用可能エリアであっても原則としてテント又はキッチンカー等、三方を囲った上での使用に

限る。

- ④レンガ上で火器を使用する場合はシート等で養生すること。
- ⑤高架下多目的スペースでの煙を伴う火器使用は電車の緊急停車の可能性があるため、禁止とする。
- ⑥火器の使用により、破損や汚損が確認された場合、起因することが明らかな場合は、補修費等を請求する。

(5) 歩道者導線・道路附属物の機能確保

- ①視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック等）の機能を失わせる行為（物を置いたり、人が滞留する等）は禁止とする。
- ②日向市駅北側駐輪場以外への無断駐輪の防止策を行うこと。また使用当日に無断駐輪が発生した場合、解消に努めること。

(6) 車両の乗り入れ等

- ①レンガ上ならびに芝生内への車両の乗り入れは禁止とする。
- ②車道以外への乗り入れをする場合、誘導員を配置する等、歩行者の安全を十分に確保すること。
- ③キッチンカーを含む車両乗り入れ可能区域については、「【別紙2】使用制限エリアマップ」を確認の上、遵守すること。遵守されない場合、イベント中であっても車両移動等を求めることがある。

(7) 資材等の設営撤去

- ①資材等については、使用者の責任において管理すること（管理者は盗難・破損等について一切責任を負わない）。
- ②資材等の設営にあたっては、樹木、照明、ベンチ、路面等の広場内施設が汚れたり破損しないよう十分な措置を取ること。
- ③広場内の照明や樹木等への張り紙や看板の設置、ロープの巻き付け等をする場合は管理者へ事前に申し入れること。
- ④持ち込んだ資材や私物については、使用者の責任において全て持ち帰ること。使用後に広場内施設等に放置された資材や私物については、1ヶ月保管ののち、管理者の権限にて処分をすることとする。

(8) 安全対策

- ①交通規制する場合は必ず警備スタッフを配置すること。また、規制しない場合であっても必要に応じて警備スタッフを各所に配置すること。
- ②夜間帯（夏季・18:00～22:00／冬季・17:00～22:00）の使用については、駅前交流広場内に照明がないため、使用者側で照明器具の設置をすること。ただし、危険が伴わないと判断した場合は、この限りではない。

(9) 災害・天候不順などについて

- ①災害、天候不順など使用者の責に帰することのできない事由により使用不能となった場合は、双方

協議の上、使用料返還を行う。

- ②暴風警報、大雨警報、洪水警報、雷警報等が発令された場合、もしくは、災害の危険があるとして管理者が使用を中止すると判断した場合、原則開催を中止すること。
- ③上記以外の場合であっても管理者が安全性を確保できないと判断した場合は、管理者の指示に従うこと。
- ④使用者の判断で中止をする場合は、判断した段階で必ず管理者へ連絡をすること。

(10) 使用責任者の設置

- ①使用当日は現地に利用責任者が必ず常駐し、使用に起因する事故や苦情等については使用者の責任において速やかに解決処理をすること。保険等については、必要に応じて使用者の責任において加入すること。
- ②申請時に使用責任者の連絡先を報告すること。なお、使用責任者の変更は可能とするが、必ず変更について管理者へ連絡すること。

(11) その他

- ①申請した目的外での使用はしないこと。管理者が目的外だと判断した場合は、中止等の対応を求められることがある。その場合、使用者は管理者の指示に応じること。
- ②使用後は、使用した区域を原状回復すること。原状回復できていないと管理者が判断した場合は、使用后であっても、原状回復を求める場合がある。
- ③日向市駅前交流広場に付帯した駐車場はないため、臨時駐車場が必要な場合は、事前に管理者へ相談すること。ただし、使用直前に相談された場合は、対応できない場合がある。
- ④広場内で落とし物や忘れ物を見つけた場合は、日向警察署駅前交番へ届け出ること。

5. 広報について

(1) 駅前交流広場名称

- ①ポスターやチラシに掲載する場合は「あくがれ広場（日向市駅前交流広場）」と表記すること。スペース等の問題で表記が困難な場合は、「あくがれ広場」のみでも可とする。
- ②場所の表記以外での「あくがれ」という名称の使用は管理者へ事前に相談すること。

(2) 広報物の提出

チラシやポスター等の広報物を作成した場合は、紙媒体またはデータにて管理者へ提出すること。

(3) イベント等の情報公開について

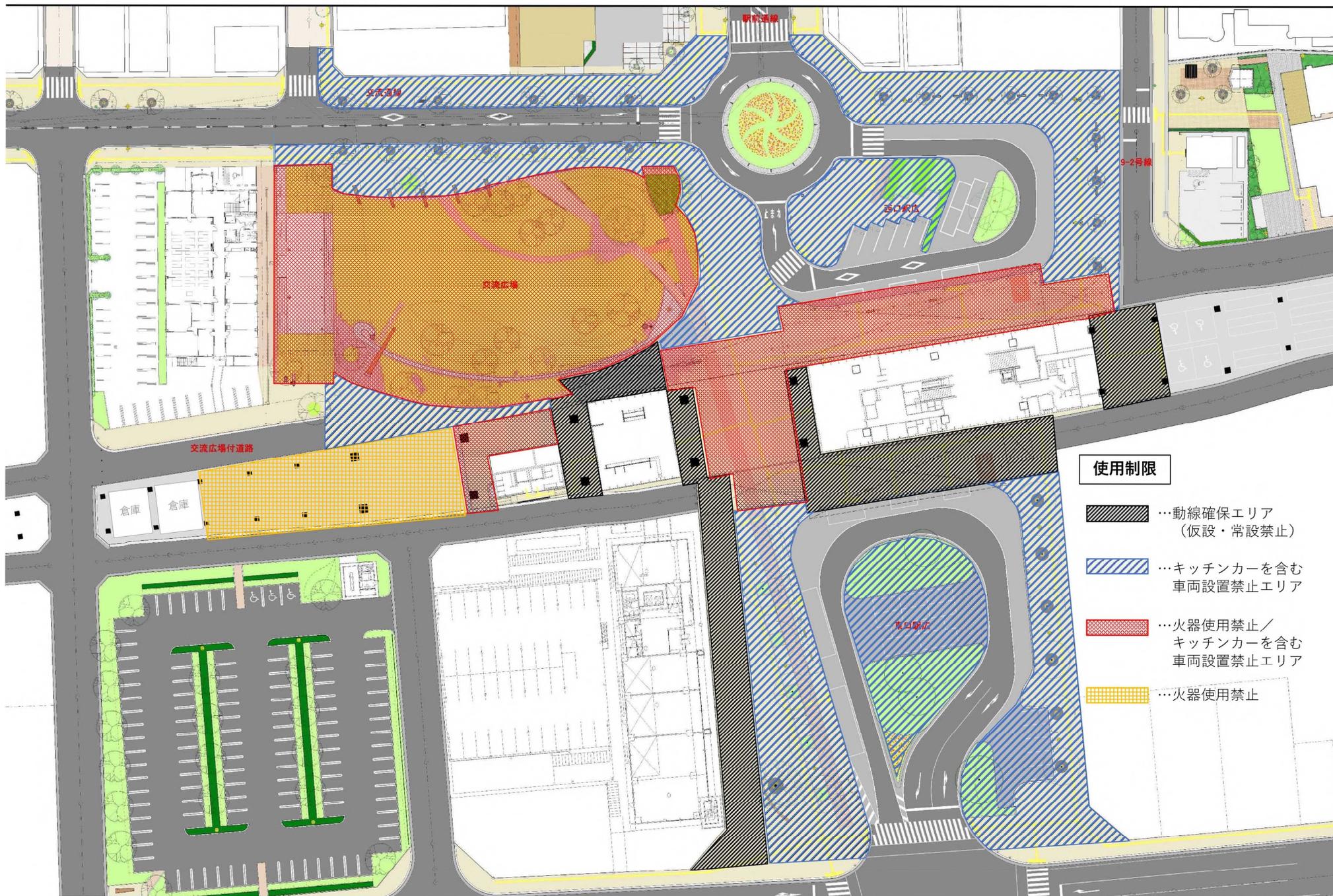
申請内容をもとに日向市ホームページ等にてイベント情報の広報を行う。広報を希望しない場合は、管理者へ申し出ること。

【別紙2】使用制限エリアマップ

0 10 30 50 M



日向市駅前広場計画平面図 S=1:600



使用制限

- …動線確保エリア
(仮設・常設禁止)
- …キッチンカーを含む
車両設置禁止エリア
- …火器使用禁止/
キッチンカーを含む
車両設置禁止エリア
- …火器使用禁止